

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月16日(金)  
午前10時1分～午前10時34分
- 2 場 所 第3、第4委員会室
- 3 出席委員 7名  
委員長 小野 泰弘 副委員長 荒川 洋平  
委員 菅原 和子 委員 山田龍太郎  
委員 長南 良彦 委員 小野寺美穂  
委員 村上 久仁
- 4 委員外議員 3名  
議長 郷内 良治 副議長 菊地 忍  
議員 大友 康信
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 今野 博幸  
次長兼議事調査係長 加藤 勤  
主幹兼庶務係長 針生 明美
- 7 傍聴者 7名
- 8 協議事項
  - (1) 議会の運営に関する事項について
    - ① 追加議案の取り扱いについて
  - (2) 議長の諮問に関する事項について
    - ② 陳情の取り扱いについて
  - (3) 議会懇談会について

午前10時1分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、追加議案の取り扱いについて御説明いたします。次第書の1ページをごらん願います。

追加議案の件名ですが、議案第108号 工事請負契約の締結について（関上小塚原線道路改良工事その1）です。内容は、ゆりあげ港朝市会場の広浦橋から東部道路名取インターチェンジまでの区間に新しく道路を新設する一部区間工事になります。改良工事となっているのは、広浦橋付近の道路を拡幅するため改良工事という名称になります。

次に、議案第109号 財産の取得についてです。内容は、関上地区第2期戸建て住宅等譲渡契約になります。戸数は47戸、平成28年10月着工、平成29年5月末竣工予定となっております。

次に、議案第110号 財産の取得の変更についてです。内容は、高柳地区戸建て復興公営住宅のフェンス設置工事を行うために、変更契約を行うものです。

次に、議案第111号 名取市固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。内容は、現委員の永井正義氏から、一身上の都合で9月30日辞職したい旨の申し出があったため、後任に愛島北目の司法書士本郷秀隆氏を選任したいとのことです。

次に、追加議案の取り扱い案ですが、お手元に配付しております、資料1ペ

一ツ議事日程第6号もあわせてごらん願います。まず、日程第14 議案第99号の平成28年度名取市下水道事業等会計補正予算（第1号）の採決の後、追加議案4カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。

その審議方法ですが、議案第108号及び議案第109号の追加議案につきまして、担当部長より補足説明を受けます。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。採決の方法につきましては、起立採決とする案です。

同じく追加議案第111号 名取市固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑の後、委員会付託、討論を省略し採決を行います。採決の方法につきましては、無記名投票とします。

以上で、追加議案の取り扱いに係る説明になります。

○委員長（小野泰弘） ただいま追加議案の取り扱いについて書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。追加議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いにつきましてはそのように決定いたしました。

次に、議長の諮問に関する事項について（1）陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より、説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、陳情第8号 名取市議場への日本国旗並びに市旗の掲揚を求める陳情を読み上げます。

陳情第8号 名取市議会議場への日本国旗並びに市旗の掲揚を求める陳情

#### 1 陳情の要旨

名取市議会議場への日本国旗並びに市旗を掲げることに関し陳情いたします。

#### 2 陳情の理由

本市が遭遇した平成23年3月11日の東日本大震災はマグニチュード9.0の未曾有の大地震と13メートルの大津波が白砂青松の海岸を襲い、人家、田畑を飲み込み、資産と財産を、さらにとつと命まで奪い去った記憶はいまだ

に拭い去ることはできません。

災害発生と同時に全国の自衛隊・警察・消防隊が一斉に宮城県沿岸地域に張りつき、昼夜を問わず極寒の汚泥に包まれた被災地での捜索、人命の救助に当たられた行動に、身が震えるほどの感動が今も思い返され、自衛隊の存在が第一義的に国を守り、地域を守ることの重大さを改めて教えてくれました。

また、最も見逃してはならないことは天皇皇后両陛下におかれては余震の危険の残る被災地に赴かれ国民の安寧を願われ、いやさかを祈られるお姿に、国民は敬愛の思いを等しく、一人一人が抱かれたことでしょう。

特に今回のオリンピックにおいて、日の丸を胸につけ、一生懸命プレーする選手を応援し、日の丸がメインポールに掲揚され、表彰台での君が代に国民は感動したであります。

二元代表制の一方の機関である名取市議会は、名取市民の負託を受けた議員は市政の円滑な運営を果たすことと忠誠心を養うことが望まれています。

平成23年5月30日、最高裁判所は君が代起立命令を合憲と判断しました。これにより、国歌起立斉唱は国旗と国歌への敬意を表明すると解釈され、大阪府では条例が可決成立しております。

二元代表制を担う名取市議会議場に国旗並びに市旗を掲げる健全なる討議の場の議会であることを強く望み、国旗と市旗の掲揚に関して陳情いたします。

平成28年8月29日 名取市手倉田字諏訪587番地の1  
名取市を刷新する会 代表 今野 栄希 外1名  
名取市議会 議長 郷内 良治 様

○委員長（小野泰弘） これより、陳情について委員各位の御意見をお伺いいたします。休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

---

### 【休憩中の概要】

○ 各委員から意見。

- ・ 国旗を掲揚することについて反対はしない。ただし、国旗、国歌に対する

想いは人それぞれ違うものであり、陳情書の内容の理由で、国旗掲揚することについては納得できない。議員全員で、自主的に議論をして結論を出すことが一番望ましい。

- ・ 市民の負託を受けた議員は、忠誠心を養うものではない。議会は憲法、地方自治法により定められた議事機関であり、忠誠心を養うものではない。

また、「健全なる討議の場の議会」とあるが、国旗掲揚の有無によって健全な討議をしていないということではない。国旗掲揚については、2度ほど話題として出てきている。議会に求めるのはなじまない。「名取市を刷新する会」は、名取市の刷新を目指すものと思われる。刷新する思いは自由である。議会に求めることではない。国旗掲揚がなければ、議会としての働きが果たせないということではない。

- ・ 視察先の議会では、概ね国旗・市旗を掲揚しているが、本市では掲揚していないのが疑問であった。結論としては議場に国旗と市旗があってもよい。ただし、陳情によってではなく広く議員で議論して結論を出すべき。

- ・ 個人的には国旗は尊重し、敬うべきものと思っている。陳情ではあるが、掲揚する場所が議場内であることから、議員全員で議論し方向性を検討していくべき。

- ・ 議場に国旗、市旗を掲揚することについて反対する理由はない。小中学校を初め、さまざまな行事等で国旗を掲げることは自然なことである。よって、議場に国旗を掲げるべき。全国市議会議長会の調査では63.4パーセントの議場で国旗・市旗が掲揚されている。民主主義なので議員間でしっかりと議論して国旗掲揚を決めるべき。

- ・ これまでも国旗掲揚については、陳情が出されている。この件については、議会、議員の中から議題にする機会を持って議論すべきものである。これまでの対応もそうだった。例えば国旗の掲揚をしないでほしいという陳情が提出されたらどうするのか、本当に必要であることは議会自らの判断で決めるべき。考える場を持つなどして議会の中で議論を深めていくべき。

(まとめ)

議会の中で議員が議論や、提案、判断をする場を設けること、賛成者もいるが陳情によってではなく、議会の中で議論をすべきとの意見が出されたが、賛

成者も全員ではないことから、掲揚の必要性があれば議員間で議論し方向性を結論づけていくことを整理して報告することとした。

---

午前10時22分 再開

○委員長（小野泰弘） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第8号に対する委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、委員会調査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思います。

それでは、協議事項に入ります。

（1）議会懇談会についてを議題といたします。

書記より、説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、協議事項の議会懇談会について今後のスケジュールについて説明いたします。

資料の4ページをごらん下さい。懇談会会場16箇所、内訳は地区公民館10箇所及び、仮設住宅集会所箱塚桜団地、愛島東部団地、植松入生団地の3箇所並びに遠隔地として大曲集会所、堀内集会所の2箇所になります。増田地区については、旧視聴覚センター会議室になります。

各公民館、集会所の町内会長、仮設団地の会長についても、この日程で予約をし、依頼文書を送付しているところです。

開催時間の希望については、大曲集会所、植松入生団地から夜間開催の話がありましたことから、夜間の開催日程に入れております。

班ごとの開催回数は、1班が6回、2班が5回、3班が5回となります。

資料5ページは、班ごとの班員と班長、資料作成委員の名簿となります。班長、資料作成委員については、過般の議会運営委員会で決定しているところです。

1 班の班長は、佐藤正博議員、資料作成委員は大泉徳子議員、2 班の班長は丹野政喜議員、資料作成委員は大久保主計議員、3 班の班長は小野寺美穂議員、資料作成委員は、齋 浩美議員です。議会懇談会実施委員会の資料作成委員は荒川洋平議員となります。

班ごとの役割分担（司会進行、記録、説明者等）については、9月30日の定例会最終日の本会議終了後に議員全体会を開催いたしまして、開催日時、実施要領、班編成を決定しその後、班ごとに班会議を開催して役割分担を決めていただくこととなります。

次に、資料の6、7ページをご覧ください。9月30日金曜日が、広報なとり11月1日号の原稿締切日となっております。広報なとりにもお知らせを掲載することからこれにあわせて、議会懇談会テーマの平成28年第5回名取市議会定例会（9月）、復興事業の進捗状況について、地域の課題（意見交換）の3点については決定しておりますが、詳細については検討していただければと思います。

なお、去年は9月定例会の詳細のテーマとして、ふるさと納税、市役所庁舎の耐震スケジュール、休日夜間急患センターの建設について掲載しております。

資料8ページの詳細テーマについては、資料作成委員の方に9月30日金曜日までに決めていただきたいと思います。去年と同様の日程で進めていきたいと思います。

10月17日月曜日には、ポスター、チラシ等を各公民館、行政区長、町内会長、仮設団地等へ送付をして周知を図り、町内会においては回覧板で周知をしていきたいと考えております。

10月20日木曜日に、班長、資料作成委員と打ち合わせを行い、10月26日水曜日の午前中に議員全体会を開催し、事前研修を行いたいと思います。

10月26日水曜日に資料の承認をいただいたら、懇談会資料の印刷発注を進めていきます。11月7日月曜日に、用品の受け渡しを行い、11月8日火曜日から11日金曜日まで議会懇談会を実施いたします。

11月22日火曜日までに各班で項目ごとに分類して提出をお願いいたします。提出を受けて、執行部に回答を求める項目については、12月13日火曜日の回答期限で回答をお願いいたします。

12月14日水曜日ころに事務局で最終報告案を作成し、12月21日水曜日に議会懇談会実施委員会を開催し、実施報告書について最終的な成果品完成にしたいと思っております。

年内の12月26日月曜日に懇談会実施報告書を、市長、議員、公民館、仮設住宅団地に送付をする日程で考えております。

○委員長（小野泰弘） ただいま、協議事項の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 9月30日金曜日に広報なとりの原稿締め切りとありますが、ここで掲載するテーマとは、資料8ページのテーマ案の中の項目まで載せることになるのですか。

○委員長（小野泰弘） 加藤次長。

○書記（加藤 勤） 昨年も、詳細項目を掲載しておりました。先ほど申し上げたふるさと納税、市役所庁舎の耐震化工事、休日夜間急患センター建設工事を掲載しておりましたことから、10月2日、3日までには広報広聴係に提出することになります。

○委員長（小野泰弘） 荒川委員。

○委員（荒川洋平） 資料作成委員としては、10月3日の班長・資料作成委員合同会議で諮ってテーマを決めないといけないと難しいのではないかと思います。

○委員長（小野泰弘） 加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、広報広聴係と相談したいと思います。小項目については、10月3日の会議以降、掲載できるかどうか確認したいと思います。

○委員長（小野泰弘） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。

協議事項につきましては、御意見のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○委員長（小野泰弘） 次に、連絡事項について、書記より説明いたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） それでは、次第の2ページの4番目連絡事項になります。定例会最終日9月30日に、9月6日の本会議で同意を得た教育長、教育委員会委員について、執行部より紹介の申し入れがあったことから、定刻の5分前、午後0時55分まで議場に参集をお願いしたいと思います。

○委員長（小野泰弘） 9月30日の定例会最終日につきましては、ただいまの説明のとおり、定刻5分前までに御参集くださるようお願いいたします。

○委員長（小野泰弘） 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時34分 散会

平成28年9月16日

議会運営委員会

委員長 小野泰弘